

広報

みほ

平成26年(2014)

1月号

No.622

人と自然が輝くまちMIHO



よいしょ!!

収穫した古代米で餅つき体験

(安中小学校にて)

年頭のごあいさつ



美浦村長

中 島 栄

新年 明けましておめでとうございます。

平成二十六年の新春をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。本年も「人と自然が輝くまち・美浦」の村政運営の先頭に立ち、執行部と村議会の総合力を活かし、長い歴史が育んできた美浦の文化を守りながら、皆さまと共に歩んでまいりたいと存じます。

さて、昨今の国際情勢に目を向けますと、一昨年から続く中東シリアの内戦も混迷を極め、我が国を含めた東アジアでも国際間の緊張が高まっています。尖閣諸島・竹島の領有権問題を発端として、他国による領海への侵入や事前協議無しでの防空識別圏設定、また、歴史認識や外交に関する問題が常態化しており、こうしたトラブルは当事国のみならず世界経済にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。世界の国々が平和な社会を目指して輝きを増していこうとする中、アイソン彗星のように消滅してしまうような事態は回避せねばなりません。国内では、東日本大震災で発生した福島第一原発の事故から約二年十カ月が経ちましたが、放射能に係る懸念は未だ収束せず、復旧・復興も道半ばです。原発からの避難者のうち約二十九万人が未だ帰還できず、避難生活を余儀なくされています。復興庁には支援策を迅速に進めていただきたいと思えます。経済においては、一昨年の政権交代により、アベノミクス効果もあって株価の上昇・円安が進み、都市部や輸出産業を中心に大企業の業績は改善されてき

ています。しかしながら、その景況感には地方や中小事業者にまで及んでいる状況はなく、先行きには不透明さも残ります。このような中、二〇二〇年のオリンピック開催地が東京に決定するという明るい話題がありました。景気が腰折れせず、緩やかな成長を維持できるものと期待しています。

また、年末には特定秘密保護法が成立しましたが、阿部首相は「国民への説明不足を反省している」と語っています。国民の懸念を払しょくするためにも、今後の丁寧な説明を望みます。

昨年十月十六日、関東地方に接近・上陸した台風としては十年に一度の強い勢力と言われた台風二十六号は、高橋川の氾濫を引き起こし、床上・床下浸水合わせて四十九件、土砂崩れが十一件と、大きな被害を本村にもたらしました。私たちは地球規模で気候が変わりつつある現状を踏まえ、今まで予期しなかった自然災害がどこでも起きうることを認識せねばなりません。そのうえで、想定外の有事にも「備えあれば憂いなし」の予防・防災訓練等を住民の皆様が参加・体験できる形で実施してまいります。地域の安全・安心が最優先です。

全国の町村では少子高齢化が進み、深刻な状況が続いています。しかし、先人たちが守ってきた伝統文化の継承や自然環境の保全は私たちが担っていかねければなりません。魅力ある地域社会を構成していくためには、住民と行政が一体となり、主体的・自立的に施策を展開していくことが不可欠であり、それが基礎自治体の発展につながります。美浦村には霞ヶ浦の自然豊かな景観があり、ここに暮らす人々の心を癒し、安らぎを与えてくれています。この環境は全国に誇れるものであると同時に、私たちの心の財産として将来に継承されていかなければなりません。

今後も「地域主権」の確立に向けて村民の皆さま自らが村づくりに参加され、「自分たちの村は、自分たちで創り守る」を念頭に、ともに発展していくよう最大限努力してまいります。村政へのご支援、ご協力を心よりお願い申し上げますと共に、皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成26年4月1日より

「災害に強い情報連携システム」が稼働します

総務省補助事業「被災地域情報化推進事業」の活用により整備構築しました

村では、東日本大震災等の災害経験を踏まえ、住民の皆様の安全と安心を確保するために、平成26年4月1日より「災害に強い情報連携システム」の運用を開始します。ICT技術を活用し構築した本システムにより、国や県、各公共機関と連携した災害情報を迅速に配信します。



何故「災害に強い情報連携システム」を導入するのか

災害発生時には住民の皆様の安全と安心を確保するため、情報を収集し、迅速に伝達することが大切です。しかし、東日本大震災の際には停電や公衆回線の混雑等により、情報伝達の手段が限られてしまうという大きな課題を残しました。その対策として、被災時の混乱の中でも影響を受けにくい情報伝達の仕組みを整備する必要がありました。

災害に強い情報連携システムとは？

本システムは、地震や気象情報等の災害情報を各種メディアへ発信する「防災情報共有システム」と、避難所と役場を無線ネットワークで結ぶ「無線LAN/Wi-Fiシステム」、インターネットを利用した「IP電話システム」の3つの要素で構成されています。

このシステムにより、村内だけでなく外部公共機関からも情報を取得し、集まった情報を一元的に管理します。さらにはWi-FiやIP電話を活用することで、被災時においても外部から確実に情報を取得・伝達することができます。これらの情報を地図情報と連携させることで、視覚的に分かりやすい情報を配信することも可能です。また、平常時には防災訓練等に活用し、皆様の暮らしの安心・安全の向上を目指して運用してまいります。

▼防災情報共有システム

J-ALERT(※)や各公共機関から発信される情報をパソコン・スマートフォン・携帯電話等の多様なメディアに迅速に配信するシステムです。専用Webサイトだけでなく、緊急速報メール・美浦村公式ホームページ・メール配信サービス・フェイスブック・ツイッターとも連携し、災害時でも必要な情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。また、地図情報と組み合わせることで、避難所開設情報・物資配給情報・給水車配備状況等も視覚的に分かりやすく配信することができます。さらに安否情報をご登録いただくことでご家族等からの確認が可能となります。

▼無線LAN/Wi-Fiシステム

役場と避難所(学校・幼稚園・保育所・中央公民館等16施設)、中継局4カ所を無線ネットワークで結ぶことで、平常時はもとより災

害時でも確実に防災・防犯Webサイトへアクセスすることが可能です。また、Wi-Fiに接続することによって、インターネットからも情報を収集することができます。

▼IP電話システム

災害時に避難所となる各施設にIP電話機を設置しました。これにより、電話回線が混雑・不通となることのある災害時においても確実に避難所や役場と連絡をとることができます。



※J-ALERT:人工衛星と市町村の防災無線を使って、緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称。地震や津波、弾道ミサイル発射等すぐに対処しなければならぬ事態が発生した際に、国から住民へ速やかに情報を知らせることを目的に総務省消防庁が整備を行っています。

配信される情報・配信先メディア・配信拠点について

◎配信される情報

- 外部連携機関より
- 気象情報、地震情報、国民保護情報(弾道ミサイル等)、河川・水位情報、放射線情報、防犯・交通情報、不審者情報

◎配信先メディア

- 緊急速報メール(エリアメール)：(株)NTTドコモ・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル
- メール配信サービス(本システムとともに新たに開始する電子メールで情報を配信するサービス)
- 防災・防犯Web(本システムとともに新設する防災・防犯に特化したホームページ)

◎配信先メディア

- 緊急速報メール(エリアメール)：(株)NTTドコモ・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル
- メール配信サービス(本システムとともに新たに開始する電子メールで情報を配信するサービス)
- 防災・防犯Web(本システムとともに新設する防災・防犯に特化したホームページ)

◎配備拠点

- 災害対策本部：美浦村役場
- 指定避難所：安中小学校、安中地区

※個々の配信情報が全てのメディアへ送られる訳ではありません。

- 美浦村公式ホームページ
- SNS：フェイスブック、ツイッター

- 区多目的研修集会施設、木原地区多目的集会施設、木原小学校、木原保育所、美浦中学校、中央公民館、美浦幼稚園、大谷小学校、大谷保育所
- 福祉避難所：木原城山児童館、大谷時計台児童館、老人福祉センター
- 広域避難場所：光と風の丘公園、土屋地区農村集落センター
- 医療救護所：保健センター

《今後のスケジュール》

- 本システムは暮らしに役立つ情報を配信することで、災害時にもより平常時の有効活用も目指します。
- 平成26年1月6日(仮運用)開始(3月23日・防災訓練で活用)
- 平成26年4月1日(本運用)開始

◇問合せ先 役場企画財政課 ☎88510340



防災情報共有システムにつきましては、下記URLへ接続しご利用ください。(平成26年1月6日より接続可能)



<http://bousai.vill.miho.lg.jp>

▲「災害に強い情報連携システム」イメージ図

▼2月17日(月)～3月17日(月) ※土、日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)の午前中は申告相談を行います。

所得税の確定申告と村県民税の申告について

～平成25年分の所得税および復興特別所得税、住民税(平成26年度課税分)の申告の準備はお済みですか～

《受付時間》※役場開庁は午前8時

◎午前の部 午前8時～11時
(申告相談開始は午前8時45分)

◎午後の部 午前11時～午後4時
(申告相談開始は午後1時30分)

*午前の部の受付は、時間の関係上50人までとさせていただきます。
(午前11時前の受付でも51人目以降は午後の部の受付となります。)

《受付場所・方法》

役場東側階段の2階正面に備え付けの受付簿に名前を記入し、2階食堂でお待ちください。

《申告相談会場》

役場庁舎2階会議室

申告をする必要のある方

▼給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先の事業所から「給与支払報告書」が美浦村に送付されない方
- ・年の途中で退職後就職しなかった方

▼公的年金等を受給されている方で次に該当する方

- ・就職した会社で前職の収入を含めた年末調整を受けなかった方
 - ・所得税が清算されていない方
 - ・2カ所以上から給与を受けた方
 - ・給与以外の所得があった方
 - *給与以外の所得が20万円以下の場合も確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。
- 公的年金等に係る所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けようとする方
- *日本年金機構等の年金保険事業者に扶養親族等申告書を提出しなかった方が扶養控除を受けようとする場合には、申告が必要ですが、公的年金等に係る所得以外に所得がある方
 - *公的年金等の収入額合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要

ですが、住民税申告は必要です。

▼事業所得(農業・営業等)や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方

▼医療費控除、雑損控除等を受けようとする方

▼収入がなくても住民税申告が必要なお方(収入または所得0の申告)

- ・所得や扶養等の状況に制限のある公共サービス等を受けるため、それに関する証明等が必要とする方
- *申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方
- *国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要となります。
- ・医療福祉制度(マル福)や児童扶養手当等を受給される方



扶養者の所得および重複について確認を!

年末調整や申告において自己の扶養者とした方の所得金額が38万円を超える場合には、扶養控除を外すための申告が必要です。また、同一の扶養者を家族内等で重複して扶養者としている場合も、その扶養者を自己の扶養者とする一人以外は扶養控除を外すための申告が必要ですので、扶養者の所得金額および家族内等での扶養者の内訳をご確認ください。

年少扶養親族(16歳未満)がいるときは申告を!

住民税の非課税限度額の算定に加算されるため、確定申告および住民税申告の際には、必ず年少扶養親族についても申告してください。

申告の際に必要なもの

- ・印鑑
- ・申告者名義の金融機関の口座番号等がわかるもの（口座引落による納税や還付金の手続に必要です）
- ・源泉徴収票（給与・年金等）、支払調書等、収入の額がわかるもの
- ・事業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は収支内訳書（収支内訳書用紙は税務署、役場税務課にあります）

*収支内訳書は、帳簿、領収書等を整理・集計して申告前に作成し、持参してください。

- ・社会保険料等の支払証明書（健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等）
- ・一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書

・医療費控除を受ける場合、領収書や控除額を証明できるもの、保険金等による補てん額がわかるもの

医療費控除の申告

ご自身または同一生計のご家族のために支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した額を医療費控除として所得から差し引くこと

ができます。

◎（イーロ）ーハ医療費控除額

イ…その年中に支払った医療費の合計額

ロ…保険金等で補てんされる金額ハ…10万円または「所得金額の合計額の5%」のうち、少ない

方の金額

◇申告に必要なもの

・医療費の領収書

*診療を受けた人、病院・薬局ごとに整理（領収の日付が平成25年中であることを必ず確認）し、事前に金額を集計しておいてください。

・保険金等から医療費に補てんされた金額がある場合は、補てん額がわかる書類



東日本大震災からの復興を目的とした所得税・住民税の改正

平成23年に、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「復興施策」や「緊急防災施策」に要する費用の財源を確保するための法律が制定されました。それに伴う新たな税の創設や改正のうち、個人所得の課税については次のとおりです。

◎復興特別所得税の創設

所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることになりました。

◇申告方法 通常の確定申告または源泉徴収により完了します。

*お勤め先で所得税が源泉徴収される場合は、併せて復興特別所得税も源泉徴収されます。

◇根拠法令 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）

◇適用期間 平成25年分の所得から平成49年分の所得まで（25年間）

◇復興特別所得税の額 各年分の基準所得税額（原則その年分の所得税額）に2・1%の税率を掛けて計算した金額

◇個人住民税の均等割額の改正 村民税均等割・県民税均等割の標準税率について、それぞれ500円を加算されることとされました。

◇根拠法令 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）

◇適用期間 平成26年度課税から平成35年度課税まで（10年間）

◇改正の内容

・村民税均等割 現行3000円を3500円に改正

・県民税均等割 現行2000円を2500円に改正

*茨城県森林湖沼環境税1000円を含みます（平成29年度まで）

竜ヶ崎税務署で申告する所得・損失・控除等

申告分離課税制度の所得（土地建物・株式等の譲渡所得、配当所得等）および損失控除・住宅借入金等特別控除のある確定申告または青色申告については、竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

◇問合せ 役場税務課 ☎88510340内線109・120



税務署からのお知らせ

税務署では、2月23日（日）、3月2日（日）も確定申告の相談・受付等を行います。（現金納付は受付不可）

【申告書の発送について】

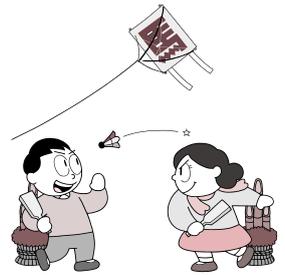
平成25年分所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告用紙は、平成26年1月下旬に送付する予定です。

【確定申告はe-Taxで】

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-TAXで自宅から送信することができます。

◇問合せ 竜ヶ崎税務署 ☎029716611303（自動音声案内）

むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

美浦ステークスが開催されました

12月8日、今年も中山競馬場千葉息において「美浦」の名前を冠した競馬「美浦ステークス」が開催されました。当日は、応募者の中から抽選で選ばれた15組29名の村民の方々が競馬を観戦。澄み切った青空のもと、人馬一体となってコースを駆け抜ける姿に声援を送り、TV等では味わえない臨場感や競走馬のスピード、レースの激しさを目の当たりにしながら、競馬場ならではの一日を楽しみました。

また、お馴染みとなった村観光協会等による美浦村物産展は今年も好評で、用意した農産品や水産加工品等が無くならないうちにと朝早くから特設売場はお客さんで賑っていました。

- ◎優勝 レッドレイヴン号
- ◇馬主 株東京ホースレーシングさん
- ◇調教師 藤沢和雄さん
- ◇騎手 柴田善臣さん
- ◇厩務員 高林大輔さん



カシマサッカースタジアムで イベント「美浦の日」開催!



11月23日、県立カシマサッカースタジアムにおいて、「鹿島アントラーズFCフレンドリータウンデイズ2013美浦村の日」が開催されました。

当日は美浦村在住・在勤・在学の方はご招待またはご優待となったため、多くの方が家族を伴ってスタジアムを訪れ、J1リーグ公式試合「鹿島アントラーズ対サガン鳥栖」戦を観戦しました。

また、スタジアム内には美浦村の特設ブースが設置され、多くの方が立ち寄られていました。

交通安全功労者・ 優良運転者等表彰



12月14日、稲敷市役所桜川庁舎で、稲敷警察署・稲敷地区交通安全協会による「平成25年度交通安全功労者・優良運転者等表彰式」が行われました。この表彰は、地域の交通安全運動に尽力された方と長期にわたり無事故無違反である模範運転者を対象としており、美浦村から6名の方が表彰を受けました。受賞された皆さんを模範に、私たちも交通安全を心がけましょう。

花見塚地区で 防災訓練実施



11月24日、花見塚地区では住民の皆さんが参加して防災訓練を実施しました。訓練では、実際に消火器を使用したり、消火栓からホースを接続して放水する等、地域一体となって災害への対応力を高めることができました。地震・水害・火災等、災害は忘れられた頃によってきます。被害を最小限に食い止めるためには、日頃からご近所や地域での備えが重要です。訓練で得られた経験が災害時には必ず役立つことでしょうか。

陸平をヨイショする会が 県立歴史館で体験指導



11月17日、茨城県立歴史館(水戸市)のいちようまつりにて、陸平をヨイショする会縄文食部会が「はにわクッキー作り」の体験指導を行いました。当日は主に県北・県央にお住まいの方々が親子や家族連れで参加され、はにわクッキー作りを楽しみながら、縄文部会の方々とふれあいを通して、普段はなじみの薄い美浦村を身近に感じてくれたようでした。このイベントを成功させるため、縄文食部会では縄文ドングリクッキーを元にはにわクッキーを試作する等の準備作業を重ね、体験指導に臨みました。皆さん、お疲れさまでした。

小中学校で人権教室開催



美浦村人権擁護委員による「人権教室」が、村内の各小・中学校で行われました。各小学校(7月8日:大谷小、11月8日:安中小、11月25日:木原小)では、小学4年生を対象に人権教室が開かれ、人権啓発ビデオ(題名:プレゼント)を鑑賞した後、いじめについて感じたことや考えたこと等を皆で話し合いました。中学校では、11月27日に中学2年生を対象に初めて人権教室が実施され、人権啓発ビデオ(題名:見上げた青い空)を鑑賞した後、いじめの被害者・加害者・傍観者の立場になった場合を想像し、それぞれが思ったことをグループで話し合い、意見をまとめて皆に発表しました。

11月12日から12月22日にかけ、村文化財センターにて企画展「美浦に伝わる風土記の世界」常陸国風土記1300年記念が開催され、関連の講演会も行われました。11月30日は、鈴木美治氏が常陸国風土記全体の話から信太郡(当時の美浦村付近)について詳細に解りやすく話をされ、12月7日には、堀部猛氏が黒坂命古墳や榎縫神社等を取り上げて説明される等、私たちの住むこの地方歴史ある場所であることを改めて感じることのできた講演でした。講演会に来場された皆さんは、風土記の中の美浦村に思いを馳せていました。



文化財センター
で企画展開催

使用済み「農ビ」「農ポリ」の適正回収を行います

村では、使用済み農業用ビニール・ポリエチレンの回収を(公社)園芸いばらき振興協会に委託して行っています。

◆回収には登録が必要となります

排出を希望する農家の方は、1月31日(金)までに役場経済課へご連絡ください。

申し込みのない方は、回収日に排出することができませんのでご注意ください。10月に排出された方で再度排出する方もご連絡ください。

◆回収できるもの

「遮光シート」「カンレイシャ」「マルチフィルム」「肥糧袋」「苗箱」等(農ビ、農ポリは分別してください)

◆回収できないもの

「育苗シート」「畦シート」「マイカ線」「ブルーシート」「糸入り農ビ」、その他の特殊資材・ホース類等一部、変色したビニールや保存状態の悪いもの等

- ▶回収日 2月下旬(申込者に後日連絡します)
- ▶場所 稲敷農協安中支店、茨城かすみ農協コンポストセンター
- ▶費用 登録料 1戸当り 1,000円
回収料 「農ビ」 1kg当り 5円
「農ポリ」 1kg当り 25円

【問合せ】役場経済課 ☎885-0340 内線211



新たに民生委員・児童委員に委嘱されたみなさん

委員名(行政区)	担当区域
石井 勇(上舟子)	上舟子
小泉 嘉忠(下舟子)	下舟子
小野木 秀子(田中)	登宿・田中・上宿
葉梨 博子(浜)	浜・山戸丁・後宿
宮本 秀夫(郷中)	郷中
増尾 信子(受領)	受領
坪井 博(茂呂)	大須賀津・みどり台・桜木・茂呂
登坂 常子(布佐)	布佐東部・布佐西部・台
千原 清通(布佐南部)	布佐南部
齋井 二郎(宮地)	宮地・余郷・石灘
山崎 英子(大谷)	根古屋・谷津
石川 悦子(興津)	興津
小泉 慶子(信太)	須賀・仲妻・給分・天神台
小泉 幸夫(土屋)	土屋一区一班
矢部 登美江(土屋)	土屋一区二班
栗山 三郎(土屋)	土屋二区一班
宮本 徳子(土屋)	土屋二区二班・南原
飯塚 美代子(山王)	大塚・谷中・山王・花見塚
松本 健一(山内)	山内・八井田・見晴台
中泉 ちよ子(馬掛)	根火・牛込・馬掛
木村 隆(木)	木・定光・本橋・間野
谷畑 好子(馬見山)	土浦・端山・馬見山
村崎 典子(大山)	大山
木村 隆(大山東部)	大山東部
島田 千恵子(美駒)	美駒
佐藤 ハツエ(美駒)	美駒
中島 宏(上舟子)	村内全域 (主任児童委員)
市川 昭子(信太)	村内全域 (主任児童委員)

※順不同・敬称略



新しい民生委員・児童委員の皆さんををご紹介します

平成25年12月1日、3年毎の一斉改選に伴い、次のとおり28名の方が民生委員・児童委員として、厚生労働大臣より委嘱されました。委員の皆さん、これからよろしくお願いいたします。

民生委員の主な仕事

地域福祉(在宅福祉)、生活保護、老人福祉、障害福祉、児童・母子父子福祉、介護保険・生活援護福祉等について、担当地域内の住民の皆さんの状況や福祉需要を日常的に把握し、抱えている諸事情等について相手の立場に立つて相談に応じます。また、できる限りの施策・

児童委員の主な仕事

福祉サービス等の情報を住民に伝え、個々の実情に応じたサービス等が得られるよう各関係機関・福祉施設・団体等と連携し、必要な対応を促すパイプ役として活動します。児童福祉法に基づき、児童および妊産婦等の生活状況および環境状況等を的確に把握し、必要に応じて援助および

相談を必要とする方は

地域社会の中で社会福祉関係について問題を抱えていて、民生委員・児童委員に相談をしたい方は、担当区域の民生委員・児童委員の連絡先をお教えしますので、役場福祉介護課(☎88510340内線111)にご連絡ください。

相談・指導等を行います。

また、民生委員・児童福祉関係機関等と連絡調整を図りながら当事者を支援・協力する等の活動を行います。

これまで民生委員・児童委員として活躍された7名の方が、任期満了に伴って退任されました。地域福祉への多大な貢献ありがとうございました。

- ・浅尾 諫(上舟子)
- ・安田 正志(下舟子)
- ・松浦 濱子(布佐南部)
- ・小澤 勝男(石灘)
- ・飯塚 往雄(山王)
- ・石嶋 洋三(根火)
- ・武田 信則(牛込)

(順不同・敬称略)

男女がともに輝くために

共に輝くみほの会
(美浦村女性行政推進協議会)

少しずつ前へ

市川 昭子

『初暦 見知らぬ日々の美しく』

我が家なりの大掃除が終わって、新しい暦に掛け替えながら口ずさんだ、ある女流作家の一句です。

若い頃は、これからの一年どんなことができるか、どんな出会いが待っているかとワクワクしていました。

しかし、歳を重ねた今は少し違っています。

特にあの3・11以来、自然に対して、日々の暮らしに対して、こんなにも不安を感じながらも過ごしたことがあったでしょうか。

美浦村では平成25年12月に第2次美浦村男女共同参画計

画の策定が終了しました。

計画策定には行政関係者が中心となり、民間からも各界から、特に女性団体代表の方の多くが参画し、今の男女共同参画に関する美浦村の状況を基に協議しました。そして、計画を推進していくためには、より行政と村民が連携し合っ

て事業を行っていくことが必要であることを感じました。

男女共同と言えば、身近なところで本当にいつの間にか

自然に変わってきているなど実感することが多くあります。

例えば、娘や息子の家庭で手の空いている方が家事や育児

をしていて、それをとても微笑ましく眺めています。娘は

「私たちは自然よ。ママたちの時代とは違うわ。」と言いま

す。確かに明治、大正生まれの親たちが「男とは」「女とは」とよく口にしていたこ

とを、私たちは口にしません。きつと女性史に登場するよう

な大先輩たちの苦勞や努力の積み重ねによって得られた、

人は男も女も平等であるという考えが少しずつ広がり、時

代を変えてきたのでしょうか。児童委員や子育て支援、保

読み聞かせのボランティアを

する中で、若いお母さんたち

とふれあって特に感じるのは、

私たちとは違った方法や感覚

でしっかりと連携し行動して

いるということ。若いお父さん

たちも勿論同様で、村の高齡化

や人口減少の中にあっても、これらの若い叡智を

持つて村に根付き、村を担って

いける人たちは必ず存在し活躍

してくれると確信しています。

私としても、何かできることが

があれば、微力を尽くしたいと

考えています。

男女共同参画社会について一緒に学んでみませんか？

美浦村女性行政推進協議会（共に輝くみほの会）では、活動を共にできる会員を募集しています。（男性の入会可）

□お問合せ 役場企画財政課

みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「師・走」一字以上詠込み有季無季随意

走り続けて強敵破り東北の楽天日本一 上野八千代

仏も祝儀も師範の老母に頼む筆字で胸を張る 山崎笑子

鯛やハマグリ馳走を揃え祝う食い初め祈る幸 門脇悠美

寒い朝練吐く息白くゴール目指してひた走る 磯西涼香

師走競馬で大穴当てた覚めりや寒さがなお凍みる 高橋一步

忙し師走もまあるく暮れる婦唱夫随の和やかさ 本橋清湖

長い尾を引く星探し師走ひと夜の夢と消ゆ 田島草実

目指せ横綱わき目も振らず走り続けて稀勢の里 石戸律華

俚謡の席にて馳走になった稚友の手料理忘れぬ 下村松陽

障子貼り替え昼餉の師走届くまつ赤なシクラメン 沼寄朋香

師走彩る賑わう街も終り行く年省みる 渡辺希代

母子元気で産声高く願ひ唱えた走り星(流れ星) 塚本夏雲

御足羽つけ飛び立つ師走呪む家計簿冬木立 長谷川悦子

年は気にせず極みを求め走り続ける琴の道 伊藤葉子

表通りの催促よりも師走気楽な裏通り 飯塚筑風

師への誓いと誉れの道は常に報恩只感謝 小菌江久美

十二月の俳句(題 当季雑詠) (五十首順)

忘れたき過去も投げ入れ落葉焚き 青野安佐子

朝霧の中からぬつと牛の鈴 石毛恵美子

古い二人娘からの聖東持て余す 伊藤八千帆

枯あしや夕日に映ゆる出島岬 岡野洋子

もみじの手紅葉にそつと重ねぬる 木澤はしめ

孫が来て保育所ごつこ冬日和 高柳幸子

縁小春婆ままごとの仲間入り 田島早苗

炬開きや独り聴いてる松の風 中島輝子

招くよに揺すり揺すられススキの穂 松葉よしの

ひと日吹くふるえ止まざり銀杏黄葉 松本秀子

炭はせて破る沈黙爛匂ふ 宮崎きみ枝

微酔ひの友と見上ぐる冬銀河 矢原はつひ

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

インターネット ショッピングでの トラブルにご注意

《相談事例》

・有名ブランドのスニーカーが7割引で買えるサイトがあったので代金を指定口座に振り込んだが、商品が未だ届かないので電話で連絡しようとしたが、サイトにはメールアドレスの表示しかなかった。そのメールアドレスに何度もメールを送っているが、連絡がとれない。インターネットでバックを購入したが、商品は海外から届き粗悪な偽物であった。そのことを販売店へ連絡しようとしたが、メールしか手段がなく、何度送っても返信がない。

《利用前のチェックポイント》

- ・ホームページの連絡先に住所や電話番号はありますか？
- ・支払方法に「クレジットカード決済」や「コンビニ支払」等、複数の選択肢はありますか？
- ・振込先の口座は「お店の名義」ですか？(例…「カブシキガイシャ ○○ショウカイ」等)
- ・表示されている価格が極端に安くないですか？(例…「定価の80%オフ！」等)
- ・不自然な日本語表記ではありませんか？(例…「送る期間は三日無料になります」等)

ただし、これらが該当するサイト全てが偽サイトとは限りません。また、該当しないサイトすべてが安心なサイトとも限りません。インターネットショッピングを利用する際には、これらのことに十分な注意が必要です。

《被害に遭わないためには？》

- ・返品に関する記載内容を必ず確認しましょう。サイズ違い、デザイン違いばかりでなく、単に商品が気に入らないからといった場合でも返品ができるかどうか

も事前に確認しましょう。

- ・注文した内容や業者からのメール・確認画面は、必ず保存しておきましょう。
- ・商品が届いたら、まず中身を確認しましょう。
- ・クレジットカード番号や暗証番号を入力する画面では、SSLで通信が暗号化されている等、個人情報が適切に扱われているかどうかを確認しましょう。

(茨城県消費生活センターHPより抜粋)

なぜ電話番号がわかったの？無料アプリのインストールで50万円請求

スマートフォンでインターネット検索中に、アダルト動画の無料アプリを見つけ、インストールして動画を見た。すぐにアプリはアンインストールしたが、後日、「アプリをインストールしたかどうか。50万円支払え」とスマートフォンに電話がかかってきた。びっくりして「無料だからインストールした。払える金額ではない」と言うと、いくらなら払えるかをしつこ

く聞かれ、これ以上聞わりたくないと思い、「7万円」と答えた。なぜ電話番号がわかったのか。どうしたらよいだろうか。(当事者…大学生男性)

【ひとこと助言】

スマートフォン(以下「スマホ」)でアダルト動画の無料アプリケーション(以下「アプリ」)をインストールしたら料金を請求する電話があったという相談が依然として寄せられています。

アプリの中には、スマホに登録された個人情報等を抜き取るものがあるため、事例のように直接電話がかかってきてもお金を請求されるケースもあります。

スマホでアプリをインストールする際は、アダルト動画に限らず、そのアプリがスマホのどの情報にアクセスするかを示す「アクセス許可」画面をよく確認することが大切です。不必要と思われる情報にアクセス許可を求めてくる場合は、許可をしないでアプリを削除しましょう。

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

食の安全サポーター研修 「築地・浅草へ行こう」

日本の台所で新鮮な食材を確認してみませんか。

◇開催日・集合時間 平成26年2月8日(土)午前8時

◇参加費 1500円(交通費等) *昼食代は各自負担。

◇募集人数 20名

◇申込期限 平成26年1月20日(月)

◇申込・問合せ先 村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番(悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険と「所得税の確定申告」 および「村県民税の申告」

介護保険料や、介護サービスを利用した際にかかる費用等の一部は、「所得税の確定申告」および「村県民税の申告」の際に所得控除の対象となります。控除の種類、申告に必要な書類等は次のとおりです。

●介護保険料(1月～12月の1年間分)は、「社会保険料控除」に！

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

- ・普通徴収によってお支払いいただいた介護保険料については、**領収書**（口座振替の方は、役場収納課にて**証明書**を無料で発行します）。
- ・特別徴収(年金天引き)によってお支払いいただいた介護保険料については、**年金の源泉徴収票**（1月下旬に日本年金機構または共済組合から送付されます）。

●要介護認定による障害者認定で、「障害者控除」を！

身体障害者手帳・知的障害者手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定により、障害者(重度)に準ずる高齢者の方は障害者控除を受けることができます。この場合、**介護保険用の「主治医意見書」**により、障害者控除を受けるための**認定書**を発行しますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

●おむつ代金は、「医療費控除」に！

おむつの使用が必要であることについて医師が発行した「**おむつ使用証明書**」を、領収書とともに提出することにより、医療費控除の対象となります。なお、次の全ての要件に該当する方については、村が発行する「**確認書(無料)**」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- ・おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降。
- ・要介護認定を受けている。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年（認定期間が13カ月以上の人は当該年またはその前年）であること。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が『**B1、B2、C1またはC2**』」と記載されていて、なおかつ「**尿失禁の発生可能性が『あり』**」であること。

●介護保険サービス利用料も、「医療費控除」に！

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、事業者発行の**領収書**が必要になります。

対象となるサービス		医療費控除の対象になる額
居宅サービス	①居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（介護老人保健施設または介護療養型医療施設でのショートステイ）	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(介護サービス費用の1割) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	②訪問介護（生活援助中心型を除く）、訪問入浴介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）	<ul style="list-style-type: none"> ・①のサービスと併せて利用した場合、自己負担額(介護サービス費用の1割) ・滞在費(居住費)および食費は対象外
施設サービス	介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養病床等）	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(介護サービス費用の1割) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(介護サービス費用の1割の2分の1) ・滞在費(居住費)および食費の2分の1

※高額介護サービス費により補填された分は、医療費控除の対象から除かれます。

※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係

国保の保険給付

国民健康保険（国保）には様々な保険給付があり、その中には、給付を受けるために村への申請を必要とするものもあります。



【療養の給付】

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護（入院したときの差額ベッド代や患者の希望で保険外診療を受けたとき、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります）。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健

康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、泥酔によるもの、医師や保険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの

◇医療費の自己負担割合

・0歳～未就学児：2割
・70～74歳：2割（平成26年3月31日までは1割）

*ただし、現役並み所得者は3割となります。

・右記以外の方：3割

◇入院したときの食事代

①一般（②、③以外の方）：1食260円

②住民税非課税世帯の方（70～74歳で低所得Ⅱ（下表参照）の方）

・90日以内の入院の場合：1食210円

・90日を超える入院の場合：1食160円

③70～74歳で低所得Ⅰ（下表参照）の方：1食100円

村への申請が必要な給付

◎療養費の支給

やむを得ず保険証を使わないうで受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり

・灸・マッサージ代、コルセット・輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

◎出産育児一時金

被保険者が分娩（妊娠12週以上の死産・流産を含む）したときに次の額が支給されます。

・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入している、妊娠22週以上の場合：42万円

・右記以外の場合：39万円

◎葬祭費

被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

◎交通事故等のとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。

ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

◎高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額

が申請により支給されます。なお、過去12カ月間に一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額、特定の病気で長期治療が必要になった場合の自己負担限度額は軽減されます。

◇限度額適用認定証をご利用ください

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示すると、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなり、高額な医療費を一時的に立て

替える必要がなくなります。住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、入院時の食事代が軽減されます。

*いずれの認定証も、事前に村への申請が必要です。

*70～74歳の方は「高齢受給者証」を提示すれば、自己負担限度額までの支払となります。なお、国保税に滞りがある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

▶70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	150,000円 [医療費が500,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算]	83,400円
一般	80,100円 [医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算]	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

▶70～74歳の方の高額療養費自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 [医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算] ※4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

龍ヶ崎地方衛生組合

～平成24年度一般会計決算状況～

一般会計 (単位：千円)

歳入			歳出		
項目	金額	割合	項目	金額	割合
分担金及び負担金	680,106	74.9%	議会費	2,700	0.3%
使用料及び手数料	26,946	3.0%	総務費	369,896	41.2%
国庫支出金	2,690	0.3%	衛生費	321,850	35.8%
財産収入	177	0.0%	公債費	204,004	22.7%
寄附金	271	0.0%	予備費	0	0.0%
繰入金	0	0.0%			
繰越金	32,978	3.6%			
諸収入	164,797	18.2%			
歳入合計	907,965	100.0%	歳出合計	898,450	100.0%

◇問合せ 龍ヶ崎地方衛生組合 ☎0297-64-1144

稲敷地方広域市町村圏事務組合

～平成24年度一般会計・特別会計決算状況～

一般会計 (単位：千円)

歳入			歳出		
項目	収入済額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金及び負担金	3,279,736	95.6%	議会費	1,998	0.1%
使用料及び手数料	8,760	0.2%	総務費	111,429	3.3%
国庫支出金	11,275	0.3%	消防費	3,156,458	92.7%
財産収入	62	0.0%	公債費	134,376	3.9%
寄附金	0	—	予備費	0	—
繰越金	20,869	0.6%			
諸収入	12,277	0.4%			
組合債	98,700	2.9%			
歳入合計	3,431,679	100.0%	歳出合計	3,404,261	100.0%

特別会計 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	会計名	歳入	歳出
老人ホーム特別会計	122,268	115,787	水防事業特別会計	15,340	14,164

◇問合せ 稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局管理課 ☎0297-64-3741

国民年金

国民年金保険料の 便利な納め方

国民年金保険料は、口座振替やクレジットカードで納めることもできます。過去の未払い分については利用することができませんが、一度手続きをすることで自動的に納めることができます。

※その他、インターネット等を利用して電子納付をすることもできます。

口座振替による納付

口座振替の申込みは、振替開始月の前々月までに行ってください。申込書には、基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳や納付書でご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

なお、申込後に口座振替開始通知が送付されますので、開始月の確認を行い、それ以前の保険料については納付書で納付してください。

◇**申込用紙** 金融機関・年金事務所・役場国保年金課の窓口にて備えてあります。

また、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒可）することもできます。（この用紙での申込は年金事務所に限られますので、ご注意ください。）

◇**申込場所** 預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、年金事務所・役場国保年金課の窓口となります。（年金事務所のみ郵送での申込が可能です）

クレジットカード納付

国民年金保険料のクレジットカード納付は、保険料を定期的にカード会社が立替払いし、カード会社からカード会員の方に請求する支払方法で、金融機関等の窓口でカードを直接ご提示・お支払いいただくものではありません。

なお、カード会社への支払回数は1回払いのみとなり、分割払いやリボ払い等はご利用いただけません。また、保険料の一部を免除されている方は利用できません。

◇**申込方法** 申込用紙に必要事項を記入し、年金事務所へ提出してください。なお、

国民年金保険料の納付のご案内を民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料の納付のご案内について、民間委託を実施しています。

◇**受託事業者** アイ・シー・オールバックスグループ
シー・ヴィー・シー共同企業体 ☎096122112800

※過去2年以内の国民年金加入期間に保険料納付の確認ができない期間がある場合、受託事業者から電話・文書・戸別訪問等により、納付や免除等の申請手続きのご案内をさせていただきます。

◇**問合せ** 土浦年金事務所 ☎82417121

納付方法によって保険料が割引されます

- ▶**現金・クレジットカード納付の「6カ月前納」** 6カ月分の保険料を4・10月末に納付・立替。*割引額…730円（1回分）
- ▶**現金・クレジットカード納付の「1年前納」** 1年分の保険料を4月末に納付・立替。*割引額…3,200円
- ▶**口座振替の「毎月支払い（当月末振替）【早割】** 当月分の保険料を当月末に振替。なお、最初の振替で「前月分と当月分の2カ月分」が引き落とされます。*割引額…50円
- ▶**口座振替の「6カ月前納」** 6カ月分の保険料を4・10月末に振替。*割引額…1,030円（1回分）
- ▶**口座振替の「1年前納」** 1年分の保険料を4月末に振替。*割引額…3,780円（平成26年4月より2年前納が始まります。詳細については土浦年金事務所へ）

※クレジットカード納付には、口座振替の割引は適用されません。
※前納の申込は2月末日までです。3月1日以降の申込の場合、次の前納期（10月または翌年4月）まで、毎月支払いとなる場合があります。
※割引額は、すべて平成25年度の額です。

申込後にカード支払い開始の通知が送付されますので、開始月の確認を行い、それ以前の保険料については納付書で納付してください。

◇**申込用紙** 年金事務所にて備えてあります。また、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒可）することもできます。

◇**その他** 一部、利用できないカードがあります。また、ポイントが付与されない場合や、通常と異なる割合でポイントが付与される場合があります。詳細については、カード発行元にご確認ください。

※日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>



新年から

始める健康生活

今年こそは

身近なところから

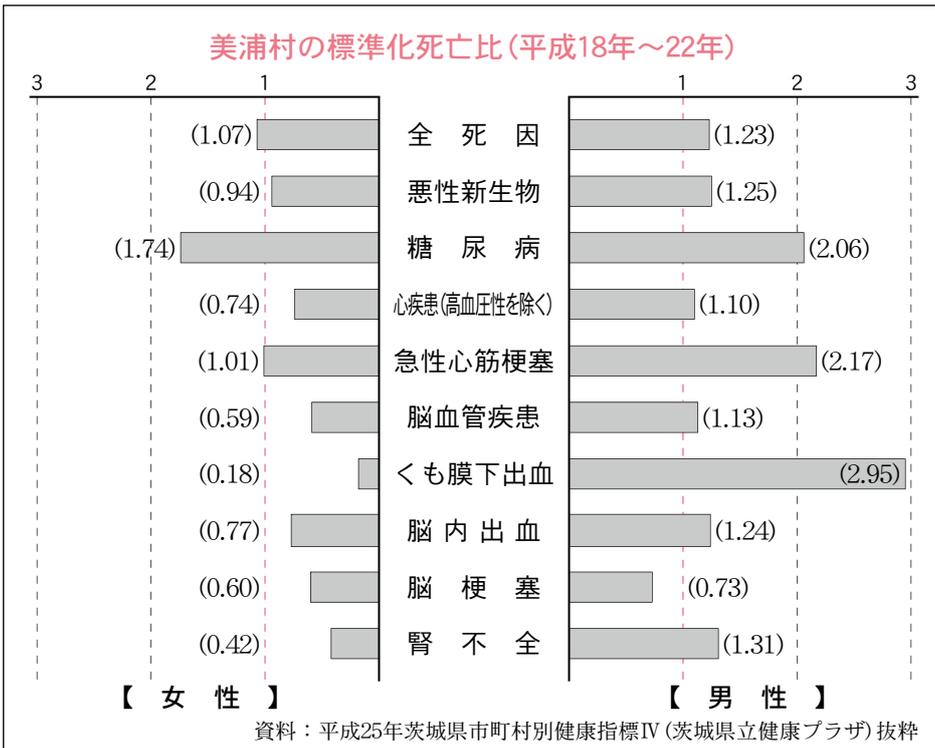
変わってみませんか



2014年の新年を迎えるにあたり、多くの方々が「新年も心身ともに健康で無事に過ごしたい」と、自分の年齢や家族・仕事、目標等を想いつつ、気持ちを新たにされたことと思います。

村では毎年、生活習慣病予防のための健康診査・がん検診、健診の結果に応じた保健指導、その他広く住民を対象とした健康相談や各種健康教育等を行っています。

しかし、健診や保健指導・健康教育等を利用する人はまだまだ少ないのが現状です。



美浦村の健康状況

(標準化死亡比から見た健康課題)

左のグラフは、茨城県立健康プラザがまとめた平成18年から平成22年までの美浦村における標準化死亡比をグラフで表したものです。それぞれの死亡原因について全国平均

を縦軸の1とし、それを超えると全国平均より美浦村の現状が悪いことを示しています。男性は「くも膜下出血」「急性心筋梗塞」「糖尿病」の死亡率が高く、高血圧・喫煙および肥満の対策が重要です。女性は「糖尿病」が最も高く、食生活等の改善が必要です。

生活習慣病予防のための健康教室

村では、骨粗鬆症・脂質異常症・高血圧症・糖尿病の生活習慣病について、健康教室を開催します。食事・運動・減酒・禁煙等、きつと自分が変わる「ちよっとした習慣」が見つかると幸いです。どうぞ、ご家族でご参加ください。

◇実施日(平成26年)・テーマ

- ・1月30日(木)：骨粗鬆症
- ・2月19日(水)：脂質異常症
- ・2月26日(水)：高血圧症
- ・3月6日(木)：糖尿病

*すべて午前10時～正午開催

◇内容 保健師・栄養士によるテーマ別生活習慣病の病態と食事療法の講話、ヘルシーメニューの試食

◇定員 20名(先着順)

◇参加料 無料

◇場所 保健センター

◇申込方法 各教室とも開催日の3日前までに、電話または保健センター窓口にてお申し込みください。

◇その他 当日は健診結果をお持ちください。

◇問合せ 健康増進課(保健センター) ☎885-118

89

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時
都合により当番医を変更することがあります。
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820

月	日	診療科	医師	電話番号
1月	12日(日)	つじ耳鼻咽喉科クリニック	阿見 稲敷	☎801-3387 ☎894-2412
	13日(月)	河合内科医院 竹尾医院	阿見 河内	☎843-3301 ☎0297-86-2436
	19日(日)	かない皮フ科 江戸崎眼科	阿見 稲敷	☎888-8188 ☎892-0262
	26日(日)	しのつか医院 宮本病院	阿見 稲敷	☎888-2450 ☎0299-79-2114
2月	2日(日)	印南クリニック ゆはらクリニック	阿見 稲敷	☎834-2222 ☎894-2002
	9日(日)	かたやま耳鼻咽喉科 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎887-3349 ☎892-3640
	11日(火)	しんクリニック 古橋医院	阿見 稲敷	☎875-5686 ☎0299-78-3770

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



わらべうた“ちょちちょあわわ”

わらべ歌は短い歌詞が繰り返されるので、子どもの耳に心地よく響き、覚えやすい歌です。

- ♪ちょちちょち (手を2回叩く)
- ♪あわわ (手のひらで口を2回叩く)
- ♪かいぐりかいぐり (両手を握って胸の前で回す)
- ♪とつとつ目 (両手の人差し指で目尻を触る)
- ♪おつおつてん (両手の手の平で頭を軽く叩く)
- ♪ひじほんほん (片方の肘をもう片方の手のひらで2回たたく)

お子さんを膝の上に座らせて後ろから手を取ってあげたり、向かい合って繰り返し遊んでいるうちに、大人の真似っこができるようになってきます。

2月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン (通常：午前10時～正午、PM：午後1～3時)

- ◇対象 2カ月～1歳未満、妊婦さん
- ◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(☎)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時～正午)

- ◇対象 1歳児 (H23.4.2～H24.4.1生)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 よち ほっ	4 ほっ	5 (PM) ぴよ ほっ	6 ほっ	7 ほっ	8
9	10 よち ほっ	11	12 (☎) ぴよ ほっ	13 ほっ	14 ほっ	15
16	17 よち ほっ	18 エン ほっ	19 ほっ	20 ほっ	21 ほっ	22
23	24 よち ほっ	25 エン ほっ	26 ぴよ ほっ	27 ほっ	28 ほっ	

- ◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)

- ◇対象 0歳～就園前
- ◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時～午後4時)

- ◇対象 0歳～就園前
- ◇場所 子育て支援センター

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

- ◇対象 0歳児～学童
- ◇場所 予約時にお知らせします。
- ◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。

要予約

※発達相談員が担当しています。

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

平成26年度新1年生に入学祝を贈呈

【新1年生に入学祝金等をお贈りします】

社会福祉協議会では、皆様からお寄せいただいた善意のお金の中から、次の対象要件を満たすお子さんに入学祝金等をお贈りします。

◇対象 次の両方の要件を満たす方

- ・平成26年1月1日現在村内に居住し、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している母子・父子世帯
- ・平成26年4月に村立の小中学校または特別支援学校初等部・中等部に入学する児童

美浦村役場 ☎885-0340
 中央公民館 ☎885-4451
 中央公民館図書室 ☎885-8442
 文化財センター ☎886-0291
 光と風の丘公園クラブハウス ☎885-6711
 保健センター ☎885-1889
 美浦水処理センター ☎885-0720
 (上下水道課) ☎885-8899
 大谷時計台児童館 ☎885-0597
 木原城山児童館 ☎885-1064
 大谷保育所 ☎885-1549
 木原保育所 ☎885-4488
 社会福祉協議会 ☎885-0038
 老人福祉センター ☎885-7080
 デイサービスセンター ☎885-8885
 シルバー人材センター ☎886-0007

美浦村ホームページアドレス
<http://www.vill.miho.lg.jp/>
 Eメール info@vill.miho.lg.jp

童のいる母子・父子世帯
 *自己申請となります。必要な書類等がありますので、社会福祉協議会までお問い合わせください。

◇受付期間 1月6日(月)～31日(金)

◇申込・問合せ 社会福祉協議会

【平成26年度小学校新入学児童への入学祝品の贈呈】

(社福)茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親(母子家庭・父子家庭)のお子さんに入学祝品(学用品)を差し上げます。

◇対象 該当児童のいるひとり親家庭で、祝品を希望される保護者の方

◇申込方法 1月31日(金)まで

でに役場福祉介護課へ、お子さんの氏名・性別・生年月日・保護者名・住所・連絡先をお申し出ください。

◇申込み先 役場福祉介護課

◇問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029122117505

家族介護教室を開催します！

◇日時 2月15日(土)午前9時30分～午後3時頃

◇場所 保健センター

◇対象 美浦村在住で、高齢者の介護をされている方や介護に関心をお持ちの方

◇内容 認知症を正しく知ろう：認

知症についてのミニ講話

・認知症予防のための食事作り(調理実習有)

・心と体をときほぐす自力整

体：からだの不思議と面白

さを発見しよう

◇持ち物 筆記用具、エプロン、三角巾、タオル、動きやすい服装、飲み物

◇負担金 500円(調理実習材料代として)

◇定員 20名(先着順)

◇申込締切 2月13日(木)までに左記の申込先へお電話にてお申し込みください。

◇申込・問合せ 美浦村デイサービスセンター

事業用の資産を申告してください

会社や工場、店舗等の経営で使用している機械や構築物、工具や備品等は、固定資産税の対象となる場合がありますので、申告をしていただく必要があります。

◇申告期限 1月31日(金)

※建物の新築・増築・取り壊しをされる方や土地の利用方法を変えた方は、来年度の税額が変更になりますので、ご連絡ください。

◇問合せ 役場税務課

美浦村競争入札参加資格審査申請追加受付

平成25・26年度に美浦村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品購入等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を行いますので、希望者は次の要領で申請書を提出してください。

◇受付期間 2月3日(月)～14日(金)午前9時～正午、午後1時～4時

*土・日、祝日を除く。

◇申請方法 美浦村公式ホームページ、または役場企画財政課で配布している申請要領をご参照ください。

◇受付・問合せ 役場企画財政課

村の交通事故発生状況 (11月1日～30日)

	年累計
発生件数	3 (38)
負傷者数	3 (51)
死者数	0 (0)

11月30日現在死者ゼロ継続1,144日

県民交通災害共済

2月1日から平成26年度の加入受付を行います。

◇共済掛金(1年間) 大人9

00円、中学生以下(4月1日現在)500円

◇共済期間 4月1日〜平成

27年3月31日

◇対象となる交通事故 共済

期間中に国内の道路上で起きた死傷事故

◇見舞金 最高：死亡100

万円、最低：治療実日数3

日以上2万円

◇申込・問合せ 役場生活環

境課

美浦村除染実施計画に基づいた事業の終了について

村では、平成24年3月より「美浦村除染実施計画」に基づいて除染事業を行ってきました。本年度は通学路の除染を行う予定でしたが、通学路の空間放射線量率の測定等を実施した結果、測定値の平均が基準値(1時間あたり0.23マイクロシーベルト)以下であり、除染の必要性が認められないため、本年度の除染

事業は行わないことになりました。これにより、除染実施計画で予定していた除染事業は全て終了しました。

なお、これまでどおり放射

線量率測定器貸出や自家消費食材の放射能検査を今後も継続して実施していくとともに、学校等除染事業実施施設の空間放射線量率の管理も行っていきます。

◇問合せ 役場生活環境課

住宅リフォーム費用の一部を補助します

村では、昨年度に引き続き

地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています。

*工事着工前に申請してください。

さい。既に工事が済んだ後の申請は対象となりません。

◇対象者 補助を受けようとして

いる住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、自身が村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を行った方。(村で実施している他の補助制度を利用され

た方は除く)

◇補助対象リフォーム工事

村内施工業者による工事費が10万円以上(消費税別)の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

*ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積

の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具の

みの設置・交換工事、自然災害による被害の復旧工事

等は対象になりません。

◇補助金の額 補助対象リフォーム工事にかかった工事

費(消費税別)の10%

*上限10万円、10000円未

満切り捨て

◇申請期間 本年度中に完了

する工事を対象とし、予算に到達した時点で受付を終了します。

◇問合せ 役場都市建設課

衛生組合入札参加資格審査追加申請受付

平成26年5月1日から平成27年4月30日までに、龍ヶ崎地方衛生組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタ

ント等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査追加申請の受付が始まります。

この審査を経て有資格者と

決定された方以外は、原則として龍ヶ崎地方衛生組合の入札や見積には参加できませんので、希望者は必ず資格審査を受けてください。

◇受付期間 2月3日(月)〜

28日(金)

*土・日、祝日を除く。

◇受付時間 午前9時〜正午、

午後1時〜4時30分

◇受付場所 龍ヶ崎地方衛生

組合総務課

◇申請書類 全国統一様式

(国土交通省統一様式可)

※詳細については「競争入札参加資格審査申請の手引」をご覧ください。(1月6日(月)から配布)

◇申込・問合せ 龍ヶ崎地方

衛生組合総務課 ☎0297-164-1144

常陽銀行無料年金相談

常陽銀行顧問の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。(要予約)

◇開催日 1月20日(月)午前

10時〜午後3時

◇場所 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美

浦支店 ☎885-12915

村内小・中学校、美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校：クリアパルス A2700

役場：日立アロカメディカル TCS-172B

◇測定放射線 γ 線

(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

木原小学校 測定日 12月16日	校庭(地上高50cm)	0.096
	校舎内	0.076
安中小学校 測定日 12月16日	校庭(地上高50cm)	0.119
	校舎内	0.067
大谷小学校 測定日 12月16日	校庭(地上高50cm)	0.090
	校舎内	0.056
美浦中学校 測定日 12月16日	校庭(地上高1m)	0.138
	校舎内	0.086
美浦村役場 測定日 12月18日	駐車場(地上高1m)	0.11
	庁舎内	0.08

平日住民課窓口 来られない方へ

住民課では、窓口時間の延長や電話予約による証明書等の発行を行っています。通常の業務内容とは異なりますので、ご利用の際は電話等で事前にご確認ください。

◎住民課窓口延長サービス

◇1月の実施日 1月8日・22日（毎月第2・4水曜日〔祝日・年末年始を除く〕に実施しています）

◇実施時間 午後5時15分～午後7時

◇取扱業務 各種証明書（住民票・戸籍の証明書・印鑑登録証明書）の発行、印鑑

弁護士による法律相談

日時 2月19日(水)
午後1:30～3:30
*2月5日(水)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 毎週月曜日(祝日・年末年始を除く)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

日時 毎週水・木曜日
(電話受付 火～金)
午前9:00～12:00
午後1:00～3:30

*相談日以外は留守番電話又はFAXで

電話相談 ☎・FAX 885-7788

来所相談 光と風の丘公園クラブハウス

事前連絡のうえお出かけください

行政相談

日時 1月23日(木)
午前10:00～12:00
場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください(予約不要)

障がい者相談

日時 1月20日(月)
午後1:00～3:00
場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

1月の納税

*納期限は1月31日(金)です。

村 県 民 税 (4期)
介 護 保 険 料 (7期)
後期高齢者医療保険料 (7期)

登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり(審査・受理決定は後日)

*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書 の休日交付(電話予約制)

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時までに電話予約したものを、土日・祝日の役場閉庁時に受け取ることができます。ご予約の際は必ず、証明書を直接お電話ください。

◇問合せ 役場住民課

行政書士無料相談会

事前予約は不要です。

◇期日 1月18日(土)午後1時～4時

◇会場 江戸崎公民館(稲敷市)

◇内容 相続・遺言、営業許可・法人設立、農地法、国・公有地の払下げ、国籍・帰化等

◇問合せ 茨城県行政書士会
県南支部 ☎0299-1261-2756

善 意

〔社会福祉協議会へ〕

○木原米子様(木原)より、古
切手

○本藤篤夫様(布佐)より、介護用品

○匿名希望2件 使用済プリペイドカード、介護用品

〔善意銀行へ〕

○ぐるーぶ陶遊様より、1万円

○陶美代表・海道民子様より、1万円

○JA茨城かすみ女性部様より、1万5550円

○一般財団法人ジュニアゴルフ・育成財団様より、4万7000円

○匿名希望1件 5670円

〔やまゆり基金へ〕

○株式会社平和様より、10万円

〔東日本大震災義援金へ〕

○東日本大震災募金箱より
3万8164円

ありがとうございました。

自衛官募集

～自衛官候補生(男子)

- ◇応募資格 18歳以上27歳未満の者(平成26年4月1日現在)
- ◇受付期間 年間を通じて行っています。
- ◇試験日 受付時にお知らせします。
- ◇問合せ 自衛隊茨城地方協力本部
龍ヶ崎地域事務所 ☎0297-64-3351

*自衛隊茨城地方協力本部ホームページ
<http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>



MIHOカップリングパーティー

参加者を募集します！

毎年好評をいただいているカップリングパーティー。今回は男女とも30～40代の方限定で開催します。料理やお酒を楽しみながら、新たな出逢いを探してみませんか。

- 【日 時】 平成26年2月9日(日) 午後6時30分から (午後6時受付開始)
【会 場】 オークラフDンティアホテルつくば (つくば市吾妻1-1364-1)
【主 催】 美浦村商工会青年部・美浦村・JA茨城かすみ
【共 催】 茨城出会いサポートセンター

- ◇会 費 男性：5,000円 女性：2,000円
◇対 象 者 男性：美浦村在住で30～40代の独身の方
女性：30～40代の独身の方
◇募集人数 男性25名・女性25名
◇申込締切 平成26年1月30日(木) ※応募者多数の場合抽選となります。
◇申込方法 住所・氏名・生年月日・電話番号を明記の上、ホームページの申込フォーム・FAX・E-mailのいずれかからお申し込みください。
※FAX・E-mailは、件名に「パーティ参加希望」と明記してください。
*めでたきご成婚となったあかつきには、美浦村より祝金が交付されます。(結婚時に美浦村在住の場合は10万円。以降、婚姻・美浦村在住が継続している場合は、1年が経過するごとに10万円。交付最大総額50万円)

<申込・問合せ> 美浦村商工会青年部事務局
☎885-2250 FAX885-4628 (月～金曜日・午前9時～午後5時)
* E-mail impulse@mihosci.com
* ホームページ <http://mihoimpulse.web.fc2.com/>



ぬくもいっはいの 木のおもちゃで遊ぼう

木製のおもちゃの優しい手触りや香りをお子さんと一緒に体験してみませんか？

- ▶日 時 平成26年2月5日(水) 午前10時～11時30分
▶場 所 木原地区多目的集会施設和室
※びよびよ&プレママサロン開催時に行います。
▶対象年齢 生後2カ月から概ね一歳半まで
▶問 合 せ 子育て支援センター ☎885-6511

